

函館市函館地域障害者自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第2条に規定する市町村の責務に鑑み、障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中心的な役割を果たすために設置する、函館地域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 市長は、協議会を設置し運営する。ただし、北斗市および七飯町と協定等を結び、共同で協議会を設置し運営できるものとする。

2 市長は、協議会の運営の一部を法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者もしくは法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者または児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者に委託できるものとする。

3 協議会に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）第17条に規定される「障害者差別解消支援地域協議会」を付加するものとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項を協議するものとする。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (4) 障害者差別に関すること
- (5) 医療的ケア児に関すること
- (6) その他必要な事項

(組織等)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる分野の関係団体の推薦により、市長が任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係団体
- (4) 教育関係団体
- (5) 雇用関係団体
- (6) 障害者福祉・社会福祉関係団体
- (7) その他協議に必要と認められる者

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。なお、任期途中で委員の交代があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に、委員の互選により選出された会長および副会長各1人を置く。

5 協議会に、実務者レベルで構成する担当者会議を置き、その担当者会議の必要に応じて分野別グループを置くことができるものとする。

(会長および副会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総括するものとする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときまたは欠けたときは、その職務を代理するものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができるものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長が行うものとする。

2 協議会の会議において議決する事項があった場合は、委員定数の半数以上の出席を必要とし、議決は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

また、委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、福祉事務所障がい保健福祉課に事務局を置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置および運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月23日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前に任命した委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年8月1日から施行する。